

令和 7 年かすみがうら市議会第 3 回定例会
市長提出議案集

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 14 号	令和 6 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金 不足比率について	1
		令和 6 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書	2～7
2.	報告第 15 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計継続費精算報告 について	8～9
3.	報告第 16 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	10～11
4.	議案第 65 号	かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の制定について	12～25
5.	議案第 66 号	かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26～33
6.	議案第 67 号	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及 びかすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	34～38
7.	議案第 68 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）	39～55
8.	議案第 69 号	令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予 算（第 1 号）	56～62
9.	議案第 70 号	令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 1 号）	63～69

10. 議案第 71 号	令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)		70~76
11. 議案第 72 号	令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第 1 号)		77~81
12. 議案第 73 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について		82
13. 議案第 74 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		83
14. 議案第 75 号	令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		84
15. 議案第 76 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		85
	令和 6 年度かすみがうら市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書		86~101
16. 議案第 77 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について		102
17. 議案第 78 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について		103
	令和 6 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書		104~112
18. 議案第 79 号	霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の締結について		113
19. 議案第 80 号	財産の貸付けについて		114~116

(参考資料)

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表		117～141
・ かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表		(117～134)
・ かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びかすみがうら 市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表		(135～141)
かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表(第 1 条関 係)		(135～137)
かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)		(137～141)

報告第14号

令和6年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月2日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.09)	— (18.09)	8.5 (25.0)	47.4 (350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準である。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

2 資金不足比率 (単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

※ かすみがうら市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額となっていないことを表示している。

令和 6 年度

かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

令和 7 年 8 月 1 8 日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 60 号
令和 7 年 8 月 18 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員	都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員	茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員	岡 崎 勉

令和 6 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和6年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第2 審査の対象

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率

3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合して作成されているかを主眼とした。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか確認するとともに、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和7年8月6日

場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

第6 審査の結果

1 健全化判断比率審査

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.09
② 連結実質赤字比率	—	—	18.09
③ 実質公債費比率	8.5	8.9	25.0
④ 将来負担比率	47.4	56.9	350.0

* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」表示

① 実質赤字比率

令和6年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため△6.31%（令和5年度△6.08%）となっており、早期健全化基準の13.09%と比較すると、これを下回っている。

② 連結実質赤字比率

令和6年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため△16.73%（令和5年度△15.47%）となっており、早期健全化基準の18.09%と比較すると、これを下回っている。

③ 実質公債費比率

令和6年度の実質公債費比率は8.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の8.9%と比較すると0.4ポイント改善している。

④ 将来負担比率

令和6年度の将来負担比率は、47.4%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の56.9%と比較すると9.5ポイント減少している。

2 資金不足比率審査（公営企業）

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

令和6年度の水道事業会計並びに下水道事業会計の資金不足比率は、下記のとおり資金不足額もなく、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。

記

(%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和6年度	令和5年度	
水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0

*資金不足額がないため「—」表示

第7 審査の意見

令和6年度かすみがうら市健全化判断比率における4指標及び資金不足比率は基準をクリアしているものの、近年の国・県の平均値に対比すると良好とは言えない。特に、実質公債費比率や将来負担比率については課題が残るものとなっている。

本市の財政を取り巻く環境は、健全化判断比率をはじめ財政分析結果等を勘案すると、総合的に見て依然として厳しい環境下にある。

今後とも、各指標の推移には十分留意のうえ、財政指標の数値基準や取り組み事項を定める等の目標を設定し、将来を見据えた持続可能な行財政運営に努められたい。

※健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

報告第15号

令和6年度かすみがうら市水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和6年度かすみがうら市水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和7年9月2日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和 6 年度 かすみがうら市水道事業会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	目	事業	年度	全体計画			実績			比較		
					年割額	左の財源		支払義務 発生額	左の財源		年割額と 支払義務 発生額の差	左の財源	
						企業債	損益勘定 留保資金等		企業債	損益勘定 留保資金等		企業債	損益勘定 留保資金等
資本 的支 出	建設 改良 費	3 浄水 場施 設費	震ヶ浦 浄水場中 央監視操 作施設等 更新工事	5	228,567,000	228,500,000	67,000	113,000,000	113,000,000	0	115,567,000	115,500,000	67,000
				6	342,850,000	342,800,000	50,000	180,040,000	180,000,000	40,000	162,810,000	162,800,000	10,000
				計	571,417,000	571,300,000	117,000	293,040,000	293,000,000	40,000	278,377,000	278,300,000	77,000

報告第16号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年８月１２日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- １ 事故発生日時 令和７年７月１６日（水） 午後７時２０分頃
- ２ 事故発生場所 かすみがうら市上稲吉２０４６番１地先
- ３ 相 手 方 （住所） XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- ４ 事故の概要 市が管理する市道６－００１３号線、上稲吉２０４６番
１地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運
転する車両の左側前輪が落ち、タイヤ等が破損した。
- ５ 損害賠償額と和解の内容
 - （１）過失割合 かすみがうら市 ５０％
相手方 ５０％
 - （２）損害賠償額 かすみがうら市 ５２，７９５円
相手方 ５２，７９４円
 - （３）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債
務関係がないことを確認する。

議案第65号

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第

6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営の基準(以下「最低基準」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。))の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、

一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての

計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のた

めの訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」

という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以 上	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段

の階		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効に

ダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同

じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 6 号

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
2 7 年かすみがうら市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1 （第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 8 8 号）に関する事務であって 規則で定めるもの
2 市長	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（住民基本台帳法 （昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づく市の住民基本台帳

	に記録されていない者であって、市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。)を特定するための宛名番号を管理する機能をいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	特別支援教育就学奨励費及び要保護・準要保護児童生徒援助費補助金に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法(昭和25年法律第26号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例	(1) 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382

	障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	する事務であって規則で定めるもの	
6 市長	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの （2） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの （2） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	第129号) による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	
1 1 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	もの	
1 4 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの （2） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの （2） 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの （3） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 7 市長	子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）による子どものための教	（1） 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

	育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの	(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
18 市長	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費及び要保護・準要保護児童生徒援助費補助金に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

			て規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年10月20日から施行する。

議案第 6 7 号

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びかすみ
がうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びかすみがうら市職
員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びかすみ
がうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年かす
みがうら市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「第 1 8 条の 2 第 1 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改め
る。

第 1 8 条の 3 を第 1 8 条の 4 とする。

第 1 8 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」とい
う。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 8 条の 3 とし、第 1 8 条の次に次の 1
条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例

(平成17年かすみがうら市条例第37号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において

「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)

に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定

による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状

況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想さ

れる職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項

に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対

象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講

じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において

「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するため

の措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員

の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活

と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職

員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事

項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、

当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後のかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

第3条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後のかすみがうら市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 68 号

令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 198,282 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,915,173 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
13 分 担 金 及 び 負 担 金		60,537	15	60,552
	1 負 担 金	60,537	15	60,552
15 国 庫 支 出 金		3,319,494	△21,494	3,298,000
	2 国 庫 補 助 金	1,474,973	△21,494	1,453,479
16 県 支 出 金		1,641,897	8,741	1,650,638
	1 県 負 担 金	799,689	3,128	802,817
	2 県 補 助 金	575,127	5,613	580,740
18 寄 附 金		227,001	80,000	307,001
	1 寄 附 金	227,001	80,000	307,001
20 繰 越 金		134,678	144,520	279,198
	1 繰 越 金	134,678	144,520	279,198
22 市 債		874,600	△13,500	861,100
	1 市 債	874,600	△13,500	861,100
歳 入 合 計		18,716,891	198,282	18,915,173

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		145,686	779	146,465
	1 議 会 費	145,686	779	146,465
2 総 務 費		3,012,749	80,956	3,093,705
	1 総 務 管 理 費	2,411,519	80,334	2,491,853
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	106,127	622	106,749
3 民 生 費		7,104,974	26,344	7,131,318
	1 社 会 福 祉 費	3,734,425	500	3,734,925
	2 児 童 福 祉 費	2,688,654	19,105	2,707,759
	3 生 活 保 護 費	681,895	6,739	688,634
4 衛 生 費		1,159,330	△25,531	1,133,799
	1 保 健 衛 生 費	1,159,330	△25,531	1,133,799
5 農 林 水 産 業 費		794,450	17,212	811,662
	1 農 業 費	776,729	17,212	793,941
6 商 工 費		475,571	88,819	564,390
	1 商 工 費	475,571	88,819	564,390
7 土 木 費		1,319,271	16,146	1,335,417
	1 土 木 管 理 費	111,062	1,398	112,460
	4 都 市 計 画 費	604,229	14,748	618,977
8 消 防 費		973,054	△9,955	963,099
	1 消 防 費	973,054	△9,955	963,099
9 教 育 費		1,703,044	3,512	1,706,556
	1 教 育 総 務 費	274,076	835	274,911

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 社 会 教 育 費	240,572	2,677	243,249
歳 出	合 計	18,716,891	198,282	18,915,173

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
防犯灯 L E D 照明器具賃貸借事業	令和 7 年度から令和 1 8 年度	2 4 2, 8 8 0

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
全国瞬時警報システム受信設備更新事業債	11,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
被災者生活再建支援システム更新事業債	900			
合 計	12,400			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防車両整備事業債	35,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	9,100	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
合 計	35,000				9,100			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,757,691	0	5,757,691
2 地方譲与 税	238,271	0	238,271
3 利子割交付 金	5,010	0	5,010
4 配当割交付 金	34,946	0	34,946
5 株式等譲渡所得割交付 金	56,284	0	56,284
6 法人事業 税交付 金	98,336	0	98,336
7 地方消費 税交付 金	1,022,068	0	1,022,068
8 ゴルフ場利用 税交付 金	118,680	0	118,680
9 環境性能割交付 金	28,320	0	28,320
10 地方特例 交付 金	30,776	0	30,776
11 地方 交付 税	4,160,000	0	4,160,000
12 交通安全対策特別交付 金	5,166	0	5,166
13 分担金及び負担 金	60,537	15	60,552
14 使用料及び手数 料	50,359	0	50,359
15 国庫支出 金	3,319,494	△21,494	3,298,000
16 県 支出 金	1,641,897	8,741	1,650,638
17 財産 収入	29,635	0	29,635
18 寄附 金	227,001	80,000	307,001
19 繰入 金	513,280	0	513,280
20 繰越 金	134,678	144,520	279,198
21 諸 収入	309,862	0	309,862

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
22 市	債	874,600	△13,500	861,100
歳	入	18,716,891	198,282	18,915,173
合 計				

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	145,686	779	146,465				779		
2 総 務 費	3,012,749	80,956	3,093,705			80,000	956		
3 民 生 費	7,104,974	26,344	7,131,318	12,702		15	13,627		
4 衛 生 費	1,159,330	△25,531	1,133,799	△27,975			2,444		
5 農 林 水 産 業 費	794,450	17,212	811,662	2,520			14,692		
6 商 工 費	475,571	88,819	564,390				88,819		
7 土 木 費	1,319,271	16,146	1,335,417				16,146		
8 消 防 費	973,054	△9,955	963,099		△13,500		3,545		
9 教 育 費	1,703,044	3,512	1,706,556				3,512		
10 災 害 復 旧 費	2	0	2						
11 公 債 費	1,998,760	0	1,998,760						
12 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	18,716,891	198,282	18,915,173	△12,753	△13,500	80,015	144,520		

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民 生 費 負 担 金	60,537	15	60,552	2 児童福祉費負担金	15	子育て短期支援事業利用者負担金
計	60,537	15	60,552			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	704,293	6,481	710,774	2 児童福祉費補助金	6,439	子どものための教育・保育給付交付金 6,257 子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当 制度改正実施円滑化事業分） 182
				3 子ども・子育て 支 援 交 付 金	42	子育て短期支援事業
3 衛生費国庫補助金	56,381	△27,975	28,406	1 保健衛生費補助金	△27,975	妊婦のための支援給付費補助金 660 新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助 金 △28,635
計	1,474,973	△21,494	1,453,479			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	799,689	3,128	802,817	2 児童福祉費負担金	3,128	子どものための教育・保育給付費負担金
計	799,689	3,128	802,817			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	233,535	3,093	236,628	4 児童福祉費補助金	3,051	民間保育所乳児等保育事業補助金 150 保育対策総合支援事業費補助金 2,901
				5 子ども・子育て 支 援 交 付 金	42	子育て短期支援事業
4 農 林 水 産 業 費 県 補 助 金	260,927	2,520	263,447	1 農 業 費 補 助 金	2,520	いばらきオーガニックステップアップ事業費 補助金 140 儲かる産地支援事業費補助金 2,380
計	575,127	5,613	580,740			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 寄 附 金	227,001	80,000	307,001	1 寄 附 金	80,000	ふるさと応援寄附金
計	227,001	80,000	307,001			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	134,678	144,520	279,198	1 繰 越 金	144,520	前年度繰越金
計	134,678	144,520	279,198			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

6 消 防 債	89,000	△13,500	75,500	1 防災基盤整備事業債	△13,500	消防車両整備事業債 △25,900 全国瞬時警報システム受信設備更新事業債 11,500 被災者生活再建支援システム更新事業債 900
計	874,600	△13,500	861,100			

3 歳 出

(款) 1 議会費				(項) 1 議会費				(単位 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源		一 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債				そ の 他	
1議 会 費	145,686	779	146,465				779	2 給 料	164	01 職員等人件費 779
								3 職 員 手当等	615	0101 職員等人件費 779
										2 一般職給料 164
										3 扶養手当 390
										3 通勤手当 8
										3 期末手当 108
										3 勤勉手当 97
										3 地域手当 12
計	145,686	779	146,465				779			

(款) 2 総務費				(項) 1 総務管理費						
1 一般管理費	1,053,752	334	1,054,086				334	12 委託料	334	04 人事管理事業334 0401 人事管理に要する経費334 12 職員採用試験委託334
5 財産管理費	490,991	80,000	570,991			80,000		24 積立金	80,000	05 基金運用事業80,000 0501 基金運用益等の積立に要する経費80,000 24 地域づくり基金積立金80,000
計	2,411,519	80,334	2,491,853			80,000	334			

(款) 2 総務費				(項) 3 戸籍住民基本台帳費							
1 戸籍住民 基本台帳 費	106, 127	622	106, 749				622	2 給 料	240	01 職員等人件費	622
								3 職 員 手 当 等	382	0101 職員等人件費	622
										2 一般職給料	240
										3 扶養手当	72
										3 通勤手当	61
										3 期末手当	107
										3 勤勉手当	136
										3 地域手当	6
計	106, 127	622	106, 749				622				

(款) 3 民生費				(項) 1 社会福祉費							
3 老人福祉費	75,168	500	75,668				500	18 負担金、補助及び交付金	500	01 高齢者対策事業	500
										0101 要援護高齢者等対策に要する経費	500
										18 高齢者補聴器等購入費補助金	500
計	3,734,425	500	3,734,925				500				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 児童福祉 総 務 費	16, 898	150	17, 048	84		15	51	12 委託料	150	01 子ども・子育て支援事業 0101 家庭児童相談に要する経費 12 子育て短期支援事業委託	150 150 150
2 児童措置 費	892, 240	0	892, 240	182			△182			01 児童措置事業 0102 児童手当支給に要する経費 (財源振替)	
4 児童福祉 施 設 費	1, 245, 236	16, 521	1, 261, 757	12, 436			4, 085	12 委託料	10, 272	01 児童福祉施設維持管理事業 0101 民間保育所に要する経費 12 広域入所（民間）委託 18 保育対策総合支援事業費補助金 0102 認定こども園に要する経費 18 保育対策総合支援事業費補助金 0103 家庭的保育等に要する経費 18 民間保育所乳児等保育事業補助金 18 保育対策総合支援事業費補助金 19 市外地域型保育給付費	16, 521 11, 097 10, 272 825 2, 592 2, 592 2, 832 300 291 2, 241
								18 負担金、補助 及 び 交付金	4, 008		
								19 扶助費	2, 241		
5 児童館費	50, 755	2, 434	53, 189				2, 434	2 給 料	1, 128	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 地域手当 4 共済組合負担金	2, 434 2, 434 1, 128 234 96 303 303 27 343
								3 職 員 手当等	963		
								4 共済費	343		
計	2, 688, 654	19, 105	2, 707, 759	12, 702		15	6, 388				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総 務 費	110, 170	6, 739	116, 909				6, 739	2 給 料 3 職 員 手当等 4 共済費	4, 013 1, 634 1, 092	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 3 地域手当 4 共済組合負担金	6, 739 6, 739 4, 013 802 752 80 1, 092
計	681, 895	6, 739	688, 634				6, 739				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 予 防 費	142,167	△27,390	114,777	△28,635			1,245	12 委託料	△27,390	01 感染症等対策事業 0101 法定予防接種に要する経費 12 予防接種委託	△27,390 △27,390 △27,390
4 母子保健 事 業 費	73,948	990	74,938	660			330	12 委託料	990	01 母子保健推進事業 0104 妊婦のための支援給付に要する経費 12 電算システム改修委託	990 990 990
5 保健セン タ ー 費	45,920	869	46,789				869	12 委託料	869	01 健康福祉等施設管理運営事業 0102 ウエルネスプラザ管理運営に要する経費 12 ウエルネスプラザ施設窓口業務委託	869 869 869
計	1,159,330	△25,531	1,133,799	△27,975			2,444				

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務 費	263,359	13,502	276,861				13,502	2 給 料	8,055	01 職員等人件費	13,502
								3 職 員 手当等	3,965	0101 職員等人件費	13,502
								4 共済費	1,482	2 一般職給料 3 管理職手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 地域手当 4 共済組合負担金	8,055 795 1,459 1,535 176 1,482
3 農業振興 費	248,198	3,710	251,908	2,520			1,190	18 負担金、補助 及 び 交付金	3,710	01 農業振興事業 0102 園芸振興に要する経費 18 儲かる産地支援事業費補助金 0104 有機農業推進に要する経費 18 有機 J A S 認証取得支援事業補助金	3,710 3,570 140 140
計	776,729	17,212	793,941	2,520			14,692				

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務 費	61,848	45,381	107,229				45,381	2 給 料	23,215	01 職員等人件費	45,381
								3 職 員 手当等	14,900	0101 職員等人件費	45,381
								4 共済費	7,266	2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 管理職手当	23,215 985 1,019 336 1,290

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(1 商工総務費)										3 期末手当 5,717 3 勤勉手当 4,617 3 地域手当 936 4 共済組合負担金 7,266
2 商工振興費	241,692	43,438	285,130				43,438	7 報償費	30,000	01 商工振興事業 43,438
								11 役務費	208	0101 商工振興に要する経費 1,230
								12 委託料	12,000	13 イベント出展料 1,230
								13 使用料 及 び 賃借料	1,230	0103 ふるさと応援に要する経費 42,208
										7 ふるさと応援寄附金謝礼品 30,000 11 通信運搬費 120 11 手数料 88 12 ふるさと納税一括業務委託 11,200 12 ふるさと納税証明書発行等業務委託 800
計	475,571	88,819	564,390				88,819			

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	111,062	1,398	112,460				1,398	2 給料	739	01 職員等人件費 1,398
								3 職員手当等	659	0101 職員等人件費 1,398
										2 一般職給料 739 3 期末手当 421 3 勤勉手当 238
計	111,062	1,398	112,460				1,398			

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	66,530	14,748	81,278				14,748	2 給料	7,634	01 職員等人件費 14,748
								3 職員手当等	4,901	0101 職員等人件費 14,748
								4 共済費	2,213	2 一般職給料 7,634 3 扶養手当 684 3 通勤手当 370 3 管理職手当 421 3 期末手当 1,708 3 勤勉手当 1,608 3 地域手当 110 4 共済組合負担金 2,213
計	604,229	14,748	618,977				14,748			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	783,937	1,500	785,437				1,500	10 需用費	1,500	02 常備消防事業 1,500 0201 常備消防に要する経費 1,500
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	--------	-------	--

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
(1 常備消防費)									10 消耗品費	1,500	
2 非 常 備 消 防 費	113,546	△23,964	89,582		△25,900		1,936	17 備 品 購入費	△23,964	01 消防団運営事業 0101 消防団運営に要する経費 17 消防団用ポンプ自動車	△23,964 △23,964 △23,964
3 災害対策費	75,571	12,509	88,080		12,400		109	12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	11,550 959	02 防災・災害対策事業 0201 災害対策に要する経費 12 全国瞬時警報システム受信設備更新業務委託 18 被災者生活再建支援システム共同整備更新事業負担金	12,509 12,509 11,550 959
計	973,054	△9,955	963,099		△13,500		3,545				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	107,730	565	108,295				565	3 職員手当等	565	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 3 通勤手当 3 期末手当 3 勤勉手当	565 565 25 140 400
3 一般管理費	100,064	270	100,334				270	1 報酬	270	01 教育総務事業 0103 学区審議会設置に要する経費 1 学区審議会委員報酬	270 270 270
計	274,076	835	274,911				835				

(款) 9 教育費

(項) 4 社会教育費

3 図書館費	58,071	60	58,131				60	2 給料	60	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料	60 60 60
4 文化振興費	91,503	2,617	94,120				2,617	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,030 815 772	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 通勤手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 地域手当 4 共済組合負担金	2,617 2,617 1,030 130 521 144 20 772
計	240,572	2,677	243,249				2,677				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	3		23,004	7,607 (3.45)	3,846	34,457	6,624	41,081
	議 員	16	52,620		17,398 (3.45)		70,018	13,945	83,963
	その他の特別職	1,607	81,262				81,262	433	81,695
	計	1,626	133,882	23,004	25,005	3,846	185,737	21,002	206,739
補 正 前	長 等	3		23,004	7,607 (3.45)	3,846	34,457	6,624	41,081
	議 員	16	52,620		17,398 (3.45)		70,018	13,945	83,963
	その他の特別職	1,595	80,992				80,992	433	81,425
	計	1,614	133,612	23,004	25,005	3,846	185,467	21,002	206,469
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	12	270				270		270
	計	12	270				270		270

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	359 (19) 【 169】	【 280,802】	1,504,466	1,127,674 【 99,998】	2,632,140 【 380,800】	485,107 【 59,870】	3,117,247 【 440,670】
補正前	359 (19) 【 169】	【 280,802】	1,458,188	1,098,275 【 99,998】	2,556,463 【 380,800】	471,939 【 59,870】	3,028,402 【 440,670】
比 較			46,278	29,399	75,677	13,168	88,845

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	43,743	345,800	290,141	17,065	27,242	80,267	4,063	54,422
	補正前	41,378	334,514	280,311	16,729	25,533	80,267	4,063	51,916
	比 較	2,365	11,286	9,830	336	1,709			2,506
	区 分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	1,083	27,250	6,351	190,899	5,009	34,339		
	補正前	1,083	27,250	6,351	190,899	5,009	32,972		
	比 較						1,367		

議案第69号

令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,953,820千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		1	1,320	1,321
	1 国 庫 補 助 金	1	1,320	1,321
歳 入 合 計		3,952,500	1,320	3,953,820

歳 出

(単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 総	務 費		52, 384	1, 320	53, 704
		2 徴 税 費	1, 388	1, 320	2, 708
歳 出 合 計			3, 952, 500	1, 320	3, 953, 820

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	804,003	0	804,003
2 使用料及び手数料	50	0	50
3 国庫支出金	1	1,320	1,321
4 県支出金	2,761,250	0	2,761,250
5 財産収入	800	0	800
6 繰入金	372,889	0	372,889
7 繰越金	1	0	1
8 諸収入	13,506	0	13,506
歳入合計	3,952,500	1,320	3,953,820

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	52,384	1,320	53,704	1,320			
2 保 険 給 付 費	2,702,233	0	2,702,233				
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	1,117,350	0	1,117,350				
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
5 保 健 事 業 費	59,629	0	59,629				
6 基 金 積 立 金	800	0	800				
7 諸 支 出 金	5,103	0	5,103				
8 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	3,952,500	1,320	3,953,820	1,320			

2歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2総務費国庫補助金	0	1,320	1,320	1 子ども・子育て支援事業費補助金	1,320	子ども・子育て支援事業費補助金（子ども・子育て支援金制度施行準備事業）
計	1	1,320	1,321			

3 歳 出			(項) 2 徴税費							(単位 千円)	
(款) 1 総務費											
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 賦課徴収費	1,388	1,320	2,708	1,320				12 委託料	1,320	01 賦課徴収に要する経費 0101 賦課徴収に要する経費 12 システム改修委託	1,320 1,320 1,320
計	1,388	1,320	2,708	1,320							

議案第 7 0 号

令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 5 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 5 7, 5 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
6 国 庫 支 出 金		0	3,520	3,520
	1 国 庫 補 助 金	0	3,520	3,520
歳 入 合 計		1,154,000	3,520	1,157,520

歳 出

(単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 総	務 費		5,934	3,520	9,454
		2 徴 収 費	1,438	3,520	4,958
歳 出 合 計			1,154,000	3,520	1,157,520

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	569,661	0	569,661
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	583,336	0	583,336
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	1,001	0	1,001
6 国庫支出金	0	3,520	3,520
歳入合計	1,154,000	3,520	1,157,520

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	5,934	3,520	9,454	3,520			
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,146,065	0	1,146,065				
3 諸 支 出 金	1,001	0	1,001				
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	1,154,000	3,520	1,157,520	3,520			

2歳入

(款) 6 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1総務費国庫補助金	0	3,520	3,520	1 子ども・子育て支援事業費補助金	3,520	子ども・子育て支援事業費補助金（子ども・子育て支援金制度施行準備事業）
計	0	3,520	3,520			

3 歳 出				(項) 2 徴収費						(単位 千円)	
(款) 1 総務費											
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 徴 収 費	1,438	3,520	4,958	3,520				12 委託料	3,520	01 後期高齢者医療徴収事務に要する経費 0101 後期高齢者医療徴収事務に要する経費 12 システム改修委託	
										3,520 3,520 3,520	
計	1,438	3,520	4,958	3,520							

議案第 7 1 号

令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 2 5 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 0 1 4, 4 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
8 繰越金		1,000	7,256	8,256	
	1 繰越金	1,000	7,256	8,256	
歳入合計		4,007,200	7,256	4,014,456	

歳 出

(単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
6 諸	支 出 金		1, 502	7, 256	8, 758
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1, 500	7, 256	8, 756
歳 出 合 計			4, 007, 200	7, 256	4, 014, 456

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	887,716	0	887,716
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 国庫支出金	805,144	0	805,144
4 支払基金交付金	1,019,793	0	1,019,793
5 県支出金	577,869	0	577,869
6 財産収入	259	0	259
7 繰入金	638,833	0	638,833
8 繰越金	1,000	7,256	8,256
9 諸収入	11,874	0	11,874
10 介護サービス収入	2	0	2
11 市債	64,709	0	64,709
歳入合計	4,007,200	7,256	4,014,456

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	72,347	0	72,347				
2 保 険 給 付 費	3,753,176	0	3,753,176				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	169,915	0	169,915				
5 基 金 積 立 金	259	0	259				
6 諸 支 出 金	1,502	7,256	8,758				7,256
7 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	4,007,200	7,256	4,014,456				7,256

2歳入

(款) 8繰越金

(項) 1繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1繰越金	1,000	7,256	8,256	1繰越金	7,256	前年度繰越金
計	1,000	7,256	8,256			

3 歳 出			(項) 1 償還金及び還付加算金						(単位 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他					
2 償 還 金	0	7,256	7,256				7,256	22 償還金、利子及び割引料	7,256	01 国庫支出金等返還に要する経費 0101 国庫支出金等返還に要する経費 22 国庫支出金等返還金	7,256 7,256 7,256
計	1,500	7,256	8,756				7,256				

議案第 7 2 号

令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第 2 条 予算書第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款 資本的支出	6 4 5， 8 1 3 千円	△ 1 6， 2 6 9 千円	6 2 9， 5 4 4 千円
第 1 項 建設改良費	3 4 5， 0 5 0 千円	△ 1 6， 2 6 9 千円	3 2 8， 7 8 1 千円

(債務負担行為)

第3条 予算書第12条に債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

事 項	期 間	限 度 額
管路更新計画業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	16,910千円

令和7年9月2日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和7年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			645,813	△16,269	629,544	
	1. 建設改良費		345,050	△16,269	328,781	
		1. 配水施設工事費	300,836	△16,269	284,567	

令和7年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的 支出			645,813	△16,269	629,544			
	1. 建設改良 費		345,050	△16,269	328,781			
		1. 配水施設	300,836	△16,269	284,567			
		工事費				10. 委託料	△16,269	債務負担行為設定に伴う減

(債務負担行為)

第12条 債務負担行為をすることができる事項、限度額及び期間を定める。

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度までの 支払義務発生 (見 込) 額		当該年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定 留保資金	企業債
管路更新計画 業務委託	千円 16,910	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	千円 16,910	千円 16,910	千円 0

議案第 73 号

令和 6 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第 7 4 号

令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第 75 号

令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第 7 6 号

令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和 6 年度

かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

令和 7 年 8 月 1 8 日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 58 号
令和 7 年 8 月 18 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員	都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員	茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員	岡 崎 勉

令和 6 年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 6 年度かすみがうら市各会計(一般会計・3 特別会計)歳入歳出決算及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和6年度かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項に基づく決算審査及び同法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況審査

第2 審査の対象

令和6年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算
令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算
令和6年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類
令和6年度かすみがうら市決算附属書類

第3 審査の着眼点

- 1 収入済額は予算現額と比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて著しい増減はないか。その理由は何か。
- 2 収入済額は調定額と比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて収入率が著しく低下しているものはないか。
その理由は何か。
- 3 収入未済、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。
- 4 予算額と比べて多額の不用額を生じているものはないか。その理由は何か。
- 5 予備費充当又は流用増減額の理由及び手続は適正であるか。
- 6 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。
また、実績報告又は精算報告は確実に行われているか。
- 7 繰越明許費の繰越、事故繰越等の理由及び手続は適正か。
- 8 財産の異動増減の理由及び処理は適切か。また、現在高は正確か。
- 9 遊休施設はないか。また、活用計画は策定されているか。
- 10 基金の運用状況に関する調書の計数は基金台帳、整理簿等と一致しているか。

- 11 基金は設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。
- 12 過去の決算審査で監査委員が指摘した意見が是正されているか。
- 13 定期監査や、例月現金出納検査等で指摘した事項について、必要な改善措置が行われたか。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和6年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的かつ効果的に行われているか、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和7年6月2日から令和7年8月18日まで
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和6年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算計数に誤りがないものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、一部において改善を要するものはあるものの、おおむね所期の目的に従って執行されているものと認められた。

基金については、基金条例に基づきその目的に従って運用及び管理されており、その計数は正確であると認められた。

なお、改善を要するものについては、審査意見を遵守し、業務遂行に努められたい。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第7 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

令和6年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	19,914,341,840	19,585,575,953	18,796,828,601	788,747,352
特別会計	9,224,702,000	9,055,584,079	8,978,786,709	76,797,370
合 計	29,139,043,840	28,641,160,032	27,775,615,310	865,544,722

(2) 決算収支内訳

各会計別の決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分		歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①－②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③－④)
一般会計		19,585,575,953	18,796,828,601	788,747,352	52,191,000	736,556,352
特別会計	国民健康 保険	3,985,393,194	3,970,787,748	14,605,446	0	14,605,446
	後期高齢者 医療	1,185,246,914	1,161,993,882	23,253,032	0	23,253,032
	介護保険	3,884,943,971	3,846,005,079	38,938,892	0	38,938,892
合 計		28,641,160,032	27,775,615,310	865,544,722	52,191,000	813,353,722

形式収支額は8億6,554万4,722円、このうち翌年度へ繰越すべき財源5,219万1,000円を差し引いた実質収支額は8億1,335万3,722円となっている。

(3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	19,914,341,840	19,812,416,512	19,585,575,953	98.3%	98.9%
国民健康 保険	4,114,897,000	4,163,367,855	3,985,393,194	96.9%	95.7%
後期高齢者 医療	1,168,260,000	1,187,829,863	1,185,246,914	101.5%	99.8%
介護保険	3,941,545,000	3,908,570,451	3,884,943,971	98.6%	99.4%
合 計	29,139,043,840	29,072,184,681	28,641,160,032	98.3%	98.5%

歳入決算額は286億4,116万32円で、予算現額291億3,904万3,840円に対する収入割合は98.3%となっている。また、調定額290億7,218万4,681円に対する収入割合は98.5%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	19,812,416,512	19,585,575,953	13,223,085	213,617,474	98.9%
国民健康 保険	4,163,367,855	3,985,393,194	13,326,393	164,648,268	95.7%
後期高齢者 医療	1,187,829,863	1,185,246,914	1,059,200	1,523,749	99.8%
介護保険	3,908,570,451	3,884,943,971	8,373,180	15,253,300	99.4%
合 計	29,072,184,681	28,641,160,032	35,981,858	395,042,791	98.5%

調定額は290億7,218万4,681円で、収入済額は286億4,116万32円であり、不納欠損額は3,598万1,858円、収入未済額は3億9,504万2,791円であった。

不納欠損及び収入未済があった科目の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2, 593, 557, 117	2, 491, 832, 116	6, 536, 902	95, 188, 099
	固定資産税	2, 832, 711, 734	2, 738, 992, 367	5, 688, 552	88, 030, 815
	軽自動車税	167, 255, 324	154, 460, 082	997, 631	11, 797, 611
	児童福祉費 負担金	65, 204, 280	63, 793, 780	0	1, 410, 500
	雑 入	305, 735, 420	288, 544, 971	0	17, 190, 449
会計小計				13, 223, 085	213, 617, 474
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	1, 024, 598, 566	849, 438, 842	13, 326, 393	161, 833, 331
	雑 入	7, 087, 830	4, 272, 893	0	2, 814, 937
会計小計				13, 326, 393	164, 648, 268
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	557, 132, 632	554, 549, 683	1, 059, 200	1, 523, 749
会計小計				1, 059, 200	1, 523, 749
介護保険 特別会計	介護保険料	882, 924, 240	859, 968, 510	8, 373, 180	14, 582, 550
	雑 入	12, 679, 729	12, 008, 979	0	670, 750
会計小計				8, 373, 180	15, 253, 300
合 計				35, 981, 858	395, 042, 791

不納欠損額は 3,598 万 1,858 円で、主なものは、市民税 653 万 6,902 円、固定資産税 568 万 8,552 円、国民健康保険税 1,332 万 6,393 円、介護保険料 837 万 3,180 円などである。

収入未済額は 3 億 9,504 万 2,791 円で、主なものは、市民税 9,518 万 8,099 円、固定資産税 8,803 万 815 円、国民健康保険税 1 億 6,183 万 3,331 円などである。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	19,914,341,840	18,796,828,601	433,943,000	683,570,239	94.4%
国民健康保険 特別会計	4,114,897,000	3,970,787,748	0	144,109,252	96.5%
後期高齢者 医療特別会計	1,168,260,000	1,161,993,882	0	6,266,118	99.5%
介護保険 特別会計	3,941,545,000	3,846,005,079	0	95,539,921	97.6%
合 計	29,139,043,840	27,775,615,310	433,943,000	929,485,530	95.3%

歳出決算額は277億7,561万5,310円で、予算現額291億3,904万3,840円に対する執行率は95.3%となっている。

翌年度への繰越額は4億3,394万3,000円で、不用額は9億2,948万5,530円となっている。

2 各会計の歳入歳出決算の状況

令和6年度の各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 195 億 8,557 万 5,953 円で調定額に対する収入率は 98.9%となっている。歳出決算額は 187 億 9,682 万 8,601 円で、予算額に対する執行率は 94.4%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）7 億 8,874 万 7,352 円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 5,219 万 1000 円を控除した実質収支額は 7 億 3,655 万 6,352 円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、個人市民税 98.3%、法人市民税 99.1%、固定資産税 98.7%、軽自動車税 97.7%となっており、滞納繰越分の収納率は、個人市民税 36.1%、法人市民税 31.8%、固定資産税 35.8%、軽自動車税 25%となっている。

また、令和6年度において、個人市民税 634 万 2,105 円、法人市民税 19 万 4,797 円、固定資産税 568 万 8,552 円、軽自動車税 99 万 7,631 円の不納欠損処分が行なわれている。

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計の歳入決算額は、一般会計からの繰入金 3 億 252 万 2,782 円及び基金繰入金 1,000 万円を含めた 39 億 8,539 万 3,194 円で、調定額に対する収入率は 95.7%となっている。歳出決算額は 39 億 7,078 万 7,748 円で、予算額に対する執行率は 96.5%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 1,460 万 5,446 円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 93.4%、後期高齢者支援金分 93.1%、介護納付金分 90.4%となっており、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 29.0%、後期高齢者支援金分 29.9%、介護納付金分 33.6%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 0%、後期高齢者支援金分 0%、介護納付金分 0%となっている。

なお、令和6年度において、一般被保険者国民健康保険税 1,332 万 6,393 円の不納欠損処分が行なわれている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は、一般会計からの繰入金 5 億 7,395 万 9,972 円を含めた 11 億 8,524 万 6,914 円で、調定額に対する収入率は 99.8%となっている。歳出決算額 11 億 6,199 万 3,882 円で予算額に

対する執行率は 99.5%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 2,325 万 3,032 円となっている。

なお、令和 6 年度において、105 万 9,200 円の不納欠損処分が行なわれている。

（４）介護保険特別会計

介護保険特別会計の歳入決算額は、一般会計からの繰入金 5 億 9,114 万 4,000 円及び基金繰入金 7,698 万 3,000 円を含めた 38 億 8,494 万 3,971 円で、調定額に対する収入率は 99.4%となっている。歳出決算額は 38 億 4,600 万 5,079 円で、予算額に対する執行率は 97.6%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 3,893 万 8,892 円となっている。

なお、令和 6 年度において、837 万 3,180 円の不納欠損処分が行なわれている。

3 財政分析の結果

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が 1.00 に近くあるいは 1.00 を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

本市の状況は、令和 6 年度 0.57、令和 5 年度 0.59、令和 4 年度 0.59、令和 3 年度 0.61、令和 2 年度 0.61 と、ほぼ横ばいの状況である。

(2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が 100% を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。令和 6 年度は 101.8% で、前年度の 100.9% と比べ、0.9% 増加している。

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に 80% を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

令和 6 年度は 87.7% で、前年度の 89.6% に比べ、1.9% 減少している。

また、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は 87.3% で、前年度の 88.8% と比べ、1.5% 減少している。

(4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の 3% ～ 5% 程度が望ましいといわれている。

令和 6 年度は 6.3% で、前年度の 6.1% と比べ、0.2% 増加している。

第8 財産に関する調書

1 土地、建物等

公有財産の土地は、水郷園の用地を取得したことなどにより 12,206 m²増加し、令和6年度末現在高は 1,437,586 m²となっている。

建物の延床面積は、農村環境改善センターの譲渡などにより 1,827 m²減少し、令和6年度末現在高は 129,921 m²となっている。

山林は、年度中の増減はなく、令和6年度末現在高は 80,419 m²となっている。

2 出資による権利

出資金は、かすみがうら F C に対して 900 万円増加したことにより、令和6年度末現在高は 8,765 万 7,000 円となっている。

3 物品

物品は車両で、年度内に公用車購入等で 3 台の増、廃車で 3 台の減により、令和6年度末現在高は 146 台となっている。

4 基金

基金は、財政調整基金など 14 の基金がある。前年度末現在高は 65 億 1,194 万 2,207 円であったが、年度内に減債基金など 9 つの基金で 1 億 2,349 万 5,123 円増加している一方、財政調整基金など 5 つの基金で 8 億 4,632 万 3,422 円減少したことにより、令和6年度末の現在高は 57 億 8,911 万 3,908 円となっている。

第9 審査意見

決算審査を通した意見、指摘事項は次のとおり。

1 財政状況について

令和6年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は6.3%である。また、健全化判断比率の指標である実質赤字比率は△6.3%（対前年度比0.2%減）と早期健全化基準の13.1%を下回っており、連結実質赤字比率についても△16.7%（対前年度比1.3%減）と早期健全化基準の18.1%を下回っている。実質公債費比率については8.5%（対前年度比0.4%減）であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。将来負担比率についても、47.4%（対前年度比9.5%減）と早期健全化基準の350%を下回っており、財政の健全性は保たれている。

財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて1.9%減少し87.7%となっている。経常収支比率が80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされていることから、今後も可能な限り経常的経費の支出削減に努めるとともに、政策的経費については中長期計画に基づいた事業の展開を図られたい。また、ふるさと納税制度の活用や定住促進・企業誘致等、収入源の多様化・拡充により持続可能なまちづくりのための財源を確保し、財政構造の弾力性の確保に努められたい。

2 財源の確保

(1) 収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で2億1,361万7,474円（対前年度比4.0%増）、特別会計で1億8,142万5,317円（対前年度比1.4%減）となっている。

一般会計のうち収入未済額の主なものは、市民税9,518万8,099円、固定資産税8,803万815円となっている。特別会計のうち収入未済額の主なものは、国民健康保険税で1億6,183万3,331円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、さまざまな手法によって鋭意努力していることは認められるものの、依然として多額である。

厳しい財政状況の中、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。今後とも安定的な自主財源の確保及び市民負担の公平性を維持するた

め、積極的かつ全庁的な収納対策のもと適正な債権回収を図り、収入未済額の一層の縮減に努められたい。

(2) 不納欠損処分 of 厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で 1,322 万 3,085 円、特別会計で 2,275 万 8,773 円となっている。

一般会計の主なものは、個人市民税 634 万 2,105 円（対前年度比 42.1%減）、固定資産税 568 万 8,552 円（対前年度比 34.1%減）、特別会計の主なものは、国民健康保険税 1,332 万 6,393 円（対前年度比 51.6%減）、介護保険料 837 万 3,180 円（対前年度比 15.1%増）などとなっている。

消滅時効の縮減に向けた取組や滞納処分の執行停止を適正に処理し、今後とも慎重かつ厳正な対応に努められたい。

(3) 予算の適正執行

ア 予算及び事業の適正執行

予算の執行については、概ね法令等に基づいた適正な事務処理に努められていると認められる。

なお、令和 7 年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で 4 億 3,394 万 3,000 円が繰り越されている。今後とも、安易な繰り越しが生じないよう効率的な予算執行に努められたい。

イ 不用額について

一般会計・特別会計を合わせた不用額は、9 億 2,948 万 5,530 円（対前年度比 16.1%減）となっており、前年度より減少しているものの、依然として多額である。

不用額発生の要因としては、執行段階で経費の節減によるもの、契約における差金、見積もりの過大などが考えられるが、今後とも計画する事業費の適確な把握に努めるとともに、契約により多額の差金が生じた場合は、速やかに予算を補正するなどの措置により、会計年度独立の原則に則り、限りある予算の有効活用に努められたい。

ウ 財源の有効活用

普通会計における実質収支の額は、おおむね標準財政規模の3%～5%程度が望ましいといわれている。令和6年度の実質収支比率は6.3%と、前年度より0.2%増加している。その額は、7億3,655万6,352円（前年度6億9,929万8,469円、前々年度6億7,338万5,450円）と極めて高い額となっている。

それは、結果として、その額相当分が当該年度の財源として十分に活用されていなかったと言える。

常に、歳入歳出予算の執行状況の把握に努め、大幅な歳入増や多額の不用額が生じた場合は、補正措置するとともに新たな行政需要への対応等財源の有効活用に努められたい。

(4) 補助金等について

各種補助金の交付決定及び実績の確認については、適宜見直しを図りつつ、引き続き市補助金等交付規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

(5) 基金の管理運用について

基金については、その設置目的に従って管理運用されており、関係法令等に基づいて適切に管理されていると認められた。今後とも適正かつ効率的な運用に努められたい。

第10 むすび

令和5年12月22日に、国立社会保障・人口問題研究所から、日本の地域別将来推計人口が公表された。この推計によれば、本市の人口は、2050年に2万7,514人となり、2020年（令和2年）から31.4%減少すると推計されている。特に0歳から14歳は2020年の半数以下に、また、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は、31.9%から43.9%となり、人口減少と少子高齢化が進展する推計結果となっている。子どもが減り、高齢者が増えることによる将来にわたる急激な人口減少は、社会全体に影響を及ぼすことになる。現役世代が支える年金・医療・介護といった社会保障の根本が揺らぎかねない事態になることが懸念されており、経常経費に大きく占める福祉関係経費、耐用年数を過ぎ老朽化した公共施設等の維持管理費の支出も、今後さらに増加傾向となること

は避けられない状況にある。本市においても、こうした事態を念頭に置いて、中長期的展望に立脚した将来像を想定し、計画的にまちづくりを展開していくことが求められている。

そうした中、今般の令和6年度かすみがうら市健全化判断比率における4指標及び資金不足比率については、現時点では基準をクリアしているものの、近年の国・県の平均値と比較すると良好とはいえない。また、財政力指数、経常収支比率及び実質公債費比率については、課題が残るものとなっており、総合的に見て依然として厳しい財政状況下にある。

以上の状況を鑑み、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するためには、「入るを量り出ずるを為す」を基本として、無駄、斑、無理のない最少の経費で最大の効果を上げる施策に基づく業務の遂行に徹しなければならない。

企業が成長し続けるためには、社会経済状況の変化に応じた中長期的展望に立脚した独自の成長戦略が必要であるのと同様に、本市においても、財政力の強化を図り、本市の魅力とポテンシャルを活かした独自の中長期計画を策定し、施策の選択と集中により、市長が掲げる「活力とあたたかさあふれる市政」の実現のため、市執行部一丸となってより一層の業務遂行に努められたい。

議案第 77 号

令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第 78 号

令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和 6 年度

かすみがうら市公営企業会計
決算審査意見書

令和 7 年 8 月 1 8 日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 59 号
令和 7 年 8 月 18 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員	都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員	茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員	岡 崎 勉

令和 6 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計及び令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計の決算報告書並びに関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和6年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の種類

地方公営企業法第30条第2項に基づく決算審査

第2 審査の対象

令和6年度かすみがうら市水道事業会計決算

令和6年度かすみがうら市下水道事業会計決算

第3 審査の着眼点

- 1 収益、費用の計上漏れ又は過剰計上はないか。
- 2 収益に対応する費用は計上されているか。
- 3 勘定科目の区分は適正か。
- 4 経常損益と特別損益の区分は適正か。
- 5 営業損益と営業外損益の区分は適正か。
- 6 利益剰余金と資本剰余金とを混同しているものはないか。
- 7 未払金は発生事実に基づき適正に計上されているか。
- 8 経営活動は、合理的かつ能率的に行われているか。
- 9 過去の決算審査で監査委員が指摘した意見が是正されているか。
- 10 定期監査や、例月現金出納検査等で指摘した事項について、必要な改善措置が行われたか。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和6年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和6年度下水道事業会計の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、注記表につき、会計帳簿、証拠書類と照合し、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、水道事業会計並びに下水道事業会計の財政状況及び経営成績が、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従い適正に処理されているか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和7年6月2日から令和7年8月18日まで

場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和6年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和6年度かすみがうら市下水道事業会計の決算書類等は、関係法令に準拠して調製されており、会計処理が適正に行われているものと認められた。

※以下本文中の注記事項

- ・金額は原則として消費税抜きの金額を記載した。
- ・比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第7 審査の概要

1 水道事業会計

(1) 業務状況について

区 分	単位	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	40,541	40,173	△368	39,639	△534
年度末給水人口	人	38,630	37,699	△931	37,269	△430
普及率	%	95.3	93.8	△1.5	94.0	0.2
年間総配水量	m ³	4,399,988	4,299,334	△100,654	4,258,345	△40,989
年間総有収水量	m ³	3,750,346	3,683,561	△66,785	3,635,955	△47,606
有収率	%	85.2	85.7	0.5	85.4	△0.3
一日一人平均給水量	ℓ	266	267	1	267	0

令和6年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和6年度末の普及状況は、給水人口 37,269 人、普及率 94.0% となっている。

令和5年度との比較においては、給水人口は430人減少しているものの、普及率0.2%の増となっている。

年間総配水量は4,258,345 m³となっており40,989 m³(△1.0%)の減、年間総有収水量は3,635,955 m³となっており47,606 m³(△1.3%)の減、有収率は85.4%となり0.3%の減となっている。

(2) 経営状況について

収益的収入及び支出における水道事業収益は9億8,423万2,483円で、前年度の9億7,592万2,317円と比較して831万166円の増となった。

水道事業費（支出）は9億7,806万3,437円で、前年度の9億4,802万902円と比較すると3,004万2,535円の増となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の水道事業収益については、営業収益8億7,525万1,825円、営業外収益1億898万658円となっている。

事業収益の根幹をなす営業収益は、水道事業収益の88.9%を占めている。その中で最も主要な給水収益は8億562万183円で、前年度の7億4,255万171円と比較すると6,307万12円、8.5%の増となっている。

次に、水道事業費は営業費用（支出）が9億3,986万2,841円で前年度の9億564万1,769円と比較すると3,422万1,072円の増となった。その主な要因は、総係費及び資産減耗費が減少したものの、原水及び浄水費、配水及び給水費、減価償却費が増加したことによる。

営業外費用は3,819万1,566円となっており、前年度の4,226万9,045円と比較すると407万7,479円の減となった。その要因は、支払利息及び諸支出金が減少したことによる。

以上のことにより、令和6年度の純利益は616万9,046円となり、前年度の2,790万1,415円と比較すると2,173万2,369円の減となった。

また、令和6年度も水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金2,500万円（対前年度比増減なし）を受け全額企業債利息の償還に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が3億9,040万円で、支出は6億1,073万9,136円である。収入は企業債である。支出は、建設改良費が2億9,880万3,622円と企業債償還金3億1,193万5,514円である。資本的収入（税込）が資本的支出（税込）に対し不足する額2億6,072万1,752円（税込）は、消費税資本的収支調整額及び過年度並びに当年度損益勘定留保資金で補填している。

（3）キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入（キャッシュ・フロー）を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは2億2,774万9,636円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは2億9,881万816円のマイナスである。また、財務活動によるキャッシュ・フローは7,683万4,486円のプラスである。

また、令和6年度末の資金残高は6億7,282万5,240円となり、前年度末時点の6億6,705万1,934円より577万3,306円の増となった。

業務活動及び財務活動によるキャッシュ・フローがプラスで、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金及び企業債で、投資活動を行っていることが分かる。

2 下水道事業会計

(1) 業務状況について

区 分	単位	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	40,541	40,173	△368	39,639	△534
処理区域内人口	人	32,878	33,015	137	32,627	△388
水洗化人口	人	30,712	30,931	219	30,623	△308
普及率	%	81.1	82.2	1.1	82.3	0.1
水洗化率	%	93.4	93.7	0.3	93.9	0.2
年間総排水量	m ³	3,340,584	3,302,532	△38,052	3,319,927	17,395
年間総有収水量	m ³	2,871,948	2,946,479	74,531	2,923,770	△22,709
有収率	%	86.0	89.2	3.2	88.1	△1.1

令和6年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和6年度末の普及状況は、水洗化人口 30,623 人、水洗化率は 93.9%となっている。

令和5年度との比較においては、水洗化人口は 308 人減少したものの、水洗化率はほぼ同率となっている。

年間総排水量は 3,319,927 m³となっており 17,395 m³の増、年間総有収水量は 2,923,770 m³となっており 22,709 m³の減、有収率は 88.1%となり 1.1%の減となっている。

(2) 経営状況について

収益的収入及び支出における下水道事業収益は 12 億 9,046 万 4,431 円で、前年度の 13 億 72 万 90 円と比較し、1,025 万 5,659 円の減となった。

下水道事業費用(支出)は 12 億 3,119 万 9,806 円で、前年度の 12 億 4,415 万 6,805 円と比較すると 1,295 万 6,999 円の減となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の下水道事業収益については、営業収益 3 億 9,011 万 4,487 円、営業外収益 9 億 34 万 9,944 円となっている。

次に、下水道事業費用(支出)は営業費用が 10 億 9,257 万 415 円で、前年度の 11 億 2,359 万 9,034 円と比較すると 3,102 万 8,619 円の減となった。その主な要因は、雨水排水費やポンプ場費等が増加したものの、流域下水道維持管理費や農業集落排水処理施設費等が減少したことによる。

営業外費用は 1 億 3,862 万 9,391 円となり、前年度の 1 億 2,043 万 4,021 円と比較すると 1,819 万 5,370 円の増となった。その要因は、消費税及び地方消費税、雑支出が増加したことによる。

以上のことにより、令和6年度の純利益は 5,926 万 4,625 円となり、前

年度の 5,656 万 3,285 円と比較すると 270 万 1,340 円の増となった。

また、下水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金 5 億 25 万 2,000 円を受け全額減価償却費に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が 5 億 6,874 万 6,511 円で、支出は 8 億 2,393 万 5,354 円である。収入は、企業債、負担金及び分担金、他会計補助金、国庫補助金である。支出は、建設改良費 1 億 2,446 万 9,845 円と企業債償還金 6 億 9,946 万 5,509 円である。資本的収入（税込）が資本的支出（税込）に対し不足する額 2 億 6,517 万 360 円（税込）は、消費税資本的収支調整額及び過年度並びに当年度分損益勘定留保資金で補填している。

（３）キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の 3 つの活動に区分し、資金の出入（キャッシュ・フロー）を表すものとして作成が義務化されている。

3 つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは 1 億 5,335 万 5,025 円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは 3 億 2,596 万 9,460 円のプラスである。財務活動によるキャッシュ・フローは 5 億 5,346 万 5,509 円のマイナスである。

このことにより、令和 6 年度末の資金残高は、4 億 9,185 万 7,412 円となり、前年度の 5 億 6,599 万 8,436 円より 7,414 万 1,024 円の減となった。

業務活動及び投資活動によるキャッシュ・フローがプラスで、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金や投資活動による他会計からの補助金などにより、財務活動による企業債の償還を行っていることが分かる。

第8 むすび

本市の水道事業は、人口減少等に伴う料金収入の減少と、設備の老朽化及び耐震化に伴う更新投資の増加が課題となっている。給水普及率も 94.0%に達しており、有収率の向上に努める以外に歳入増を見込むことが困難な状況にある。中長期計画に基づき、耐用年数に応じた健全で着実な設備の更新に努めるとともに、漏水率の低減と給水率のさらなる向上を図られたい。

下水道事業については、農業集落排水を含む下水道への接続率を高める対策を計画的に推進し、接続戸数の増加に努められたい。

一般会計から水道事業は 2500 万円、下水道事業は 5 億円超の補助金を受けており、依然として厳しい経営状況にあるため、今後は料金改定も視野に入れた事業の展開を図られたい。両事業ともに、事業の D X 化・広域化推進による業務の効率化にも引き続き取り組まれたい。

議案第 79 号

霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の締結
について

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 51 号）第 2 条の規定により、次のとお
り工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

- 1 工 事 名 霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事
- 2 工 事 場 所 かすみがうら市 深谷 地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札による契約
- 4 契 約 金 額 394,900,000 円
- 5 契約の相手方 茨城県龍ヶ崎市馴馬町 2846-1
常磐建設 株式会社
代表取締役 佐々木 孝夫

議案第 80 号

財産の貸付けについて

貸付料を減額して財産を貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 貸し付ける財産

土地 (1) 西野寺 51 番 1

地籍：19, 707 平方メートル

(2) 西野寺 736 番 2

地籍：1, 803 平方メートル

(3) 西野寺 736 番 3

地籍：9, 180 平方メートル

(4) 西野寺 736 番 7

地籍：1, 874 平方メートル

(5) 西野寺 736 番 8

地籍：194 平方メートル

建物 (1) 校舎

構造：鉄筋コンクリート造 2 階建

延べ床面積：500 平方メートル

(2) 校舎

構造：鉄筋コンクリート造 2階建

延べ床面積：1, 034平方メートル

(3) 校舎

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

延べ床面積：388平方メートル

(4) 特別教室棟

構造：鉄筋コンクリート造 2階建

延べ床面積：550平方メートル

(5) 屋内運動場

構造：鉄骨造 2階建

延べ床面積：876平方メートル

(6) 物置

構造：鉄骨造 平屋建

延べ床面積：20平方メートル

(7) プール付属屋

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

延べ床面積：66平方メートル

(8) 倉庫

構造：鉄骨造 平屋建

延べ床面積：6平方メートル

(9) 燃料庫

構造：鉄骨造 平屋建

延べ床面積：8平方メートル

工作物 (1) プール

延べ床面積：644.75平方メートル

2 貸し付ける相手方

茨城県かすみがうら市深谷 6 1 番 3 3

霞ヶ浦学院株式会社

代表取締役 笹目 瑛司

3 貸付期間

令和 7 年 9 月 2 5 日から令和 2 7 年 9 月 2 4 日まで

4 貸付料

年額 7 0 0 , 0 0 0 円

※貸付価格については 1 0 年経過後に見直しを行う

5 減額する理由

貸付料を減額し当該財産を貸し付けることにより、廃校施設の有効活用、地域活性化及び市負担経費の削減が図られるため。

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1 市長	<u>かすみがうら市難病患者福祉金支給要綱(平成20年かすみがうら市告示第109号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	1 市長	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第88号)に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	<u>かすみがうら市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成22年かすみがうら市告示第43号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	2 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能(住登外者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。))を特定するための宛名番号を管理する機能をいう。以下同じ。))による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
3 市長	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第88号)に関する事務であって規則で定めるもの	3 教育委員会	<u>特別支援教育就学奨励費及び要保護・準要保護児童生徒援助費補助金に関する事務であって規則で定めるもの</u>
4 市長	<u>かすみがうら市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年かすみがうら市規則第2号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	4 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
5 市長	<u>かすみがうら市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等助成事業実施要綱(平成26年かすみがうら市</u>		

	<u>告示第19号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
6 市長	<u>かすみがうら市放課後児童クラブ条例(平成19年かすみがうら市条例第21号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
7 市長	<u>かすみがうら市子育て短期支援事業実施要綱(平成21年かすみがうら市告示第64号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
8 市長	<u>かすみがうら市チャイルドシート貸付規則(平成24年かすみがうら市規則第3号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
9 市長	<u>かすみがうら市訪問介護利用者負担助成事業実施要綱(平成18年かすみがうら市告示第113号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
10 市長	<u>かすみがうら市ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業実施要項(平成17年かすみがうら市告示第152号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
11 市長	<u>かすみがうら市ひとり暮らし高齢者住宅用火災警報器給付事業実施要綱(平成22年かすみがうら市告示第52号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
12 市長	<u>かすみがうら市救急医療情報キット配布事業実施要綱(平成24年かすみがうら市告示第80号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
13 市長	<u>かすみがうら市「食」の自立支援事業実施要項(平成17年かすみがうら市告示第153号)に関する事務</u>

	<u>であって規則で定めるもの</u>
14 市長	<u>かすみがうら市軽度生活支援事業実施要綱(平成17年かすみがうら市告示第154号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
15 市長	<u>かすみがうら市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要項(平成17年かすみがうら市告示第12号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
16 市長	<u>かすみがうら市要援護高齢者等福祉タクシー利用料金助成要項(平成17年かすみがうら市告示第13号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
17 市長	<u>かすみがうら市生活管理指導員派遣事業実施要項(平成17年かすみがうら市告示第170号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
18 市長	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
19 市長	<u>かすみがうら市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年かすみがうら市告示第125号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
20 市長	<u>かすみがうら市自立支援医療費支給認定実施要綱(平成25年かすみがうら市告示第57号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
21 市長	<u>療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの</u>
22 市長	<u>かすみがうら市在宅障害者一時介</u>

長	<u>護事業実施要綱(平成17年かすみ がうら市告示第157号)に関する事 務であって規則で定めるもの</u>
23 市 長	<u>かすみがうら市身体障害者自動車 改造費補助金交付要項(平成17年 かすみがうら市告示第21号)に関 する事務であって規則で定めるも の</u>
24 市 長	<u>かすみがうら市在宅障害児福祉手 当支給条例(平成20年かすみがう ら市条例第5号)に関する事務であ って規則で定めるもの</u>
25 市 長	<u>かすみがうら市障害児福祉手当及 び特別障害者手当等事務取扱細則 (平成17年かすみがうら市規則第 68号)に関する事務であって規則 で定めるもの</u>
26 市 長	<u>児童福祉法(昭和22年法律第164 号)に関する事務であって規則で 定めるもの</u>
27 市 長	<u>かすみがうら市地域生活支援事業 実施要綱(平成18年かすみがうら 市告示第126号)に関する事務であ って規則で定めるもの</u>
28 市 長	<u>かすみがうら市社会福祉法人によ る介護保険サービス利用者負担額 減額措置助成金交付要綱(平成20 年かすみがうら市告示第111号)に 関する事務であって規則で定める もの</u>
29 市 長	<u>かすみがうら市インフルエンザ予 防接種実施要綱(平成18年かすみ がうら市告示第130号)に関する事 務であって規則で定めるもの</u>
30 市	<u>かすみがうら市高齢者肺炎球菌予</u>

長	<u>防接種実施要綱(平成26年かすみ がうら市告示第82号)に関する事 務であって規則で定めるもの</u>	
31 市 長	<u>かすみがうら市不妊治療費補助金 交付要項(平成18年かすみがうら 市告示第116号)に関する事務であ って規則で定めるもの</u>	
32 市 長	<u>かすみがうら市がん検診等検診料 徴収要項(平成21年かすみがうら 市告示第72号)に関する事務であ って規則で定めるもの</u>	
33 市 長	<u>かすみがうら市養育医療の給付に 要する費用の徴収実施要領(平成 25年かすみがうら市告示第60号) に関する事務であって規則で定め るもの</u>	
34 市 長	<u>生活に困窮する外国人に対する生 活保護法(昭和25年法律第144号) に準じて行う事務であって規則で 定めるもの</u>	
35 教 育委 員会	<u>特別支援教育就学奨励費及び要保 護・準要保護児童生徒援助費補助 金交付要項</u> に関する事務であって 規則で定めるもの	

別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	<u>かすみがうら市 難病患者福祉金 支給要綱(平成 20年かすみがう ら市告示第109 号)に関する事 務であって規則 で定めるもの</u>	<u>(1) 生活保護法 による保護の 実施又は就労 自立給付金の 支給に関する 情報(以下「生 活保護関係情 報」という。) であって規則</u>	1 市長	かすみがうら市 医療福祉費支給 に関する条例に 関する事務であ って規則で定め るもの	<u>(1) 地方税法 (昭和25年法律 第226号)その 他の地方税に 関する法律に 基づく条例の 規定により算 定した税額又 はその算定の</u>

		<u>で定めるもの</u> <u>(2) 生活に困窮</u> <u>する外国人に</u> <u>対する生活保</u> <u>護法に準じて</u> <u>行う保護の実</u> <u>施又は就労自</u> <u>立給付金の支</u> <u>給に関する情</u> <u>報(以下「外国</u> <u>人生活保護関</u> <u>係情報」とい</u> <u>う。)</u> <u>であって</u> <u>規則で定める</u> <u>もの</u>			<u>基礎となる事</u> <u>項に関する情</u> <u>報(以下「地方</u> <u>税関係情報」</u> <u>という。)</u> <u>であ</u> <u>って規則で定</u> <u>めるもの</u> <u>(2) 住登外者宛</u> <u>名番号管理機</u> <u>能による住登</u> <u>外者に関する</u> <u>情報(以下「住</u> <u>登外者宛名情</u> <u>報」という。)</u> <u>であって規則</u> <u>で定めるもの</u>
2 市長	<u>かすみがうら市</u> <u>成年後見制度利</u> <u>用支援事業実施</u> <u>要綱(平成22年</u> <u>かすみがうら市</u> <u>告示第43号)に</u> <u>関する事務であ</u> <u>って規則で定め</u> <u>るもの</u>	<u>(1) 地方税法</u> <u>(昭和25年法律</u> <u>第226号)その</u> <u>他の地方税に</u> <u>関する法律に</u> <u>基づく条例の</u> <u>規定により算</u> <u>定した税額又</u> <u>はその算定の</u> <u>基礎となる事</u> <u>項に関する情</u> <u>報(以下「地方</u> <u>税関係情報」</u> <u>という。)</u> <u>であ</u> <u>って規則で定</u> <u>めるもの</u> <u>(2) 生活保護関</u> <u>係情報であっ</u> <u>て規則で定め</u>	2 市長	<u>児童福祉法(昭</u> <u>和22年法律第</u> <u>164号)による障</u> <u>害児通所給付</u> <u>費、特例障害児</u> <u>通所給付費若し</u> <u>くは高額障害児</u> <u>通所給付費の支</u> <u>給又は障害福祉</u> <u>サービスの提供</u> <u>に関する事務で</u> <u>あって規則で定</u> <u>めるもの</u>	<u>(1) 「生活に困</u> <u>窮する外国人</u> <u>に対する生活</u> <u>保護の措置に</u> <u>ついて」(昭和</u> <u>29年5月8日付</u> <u>け社発第382号</u> <u>厚生省社会局</u> <u>長通知。以下</u> <u>「昭和29年社</u> <u>発第382号通</u> <u>知」という。)</u> <u>に基づく外国</u> <u>人(日本の国籍</u> <u>を有しない者</u> <u>をいう。)</u> <u>であ</u> <u>って生活に困</u> <u>窮する者に係</u> <u>る生活保護法</u>

		<u>るもの</u> <u>(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			<u>(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)</u> <u>であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	
<u>3</u>	<u>市長</u>	<u>かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第88号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>	<u>3</u>	<u>市長</u> <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
<u>4</u>	<u>市長</u>	<u>かすみがうら市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年かすみがうら市規則第2号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 外国人生活保護関係情報</u>	<u>4</u>	<u>市長</u> <u>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

		<u>であって規則で定めるもの</u>			
5 市長	かすみがうら市 ひとり親家庭高 等職業訓練促進 給付金等助成事 業実施要綱(平 成26年かすみ がうら市告示第19 号)に関する事 務であって規則 で定めるもの	(1) 地方税関係 情報であって 規則で定める もの (2) 児童扶養手 当法(昭和36年 法律第238号) による児童扶 養手当の支給 に関する情報 (以下「児童扶 養手当関係情 報」という。) であって規則 で定めるもの	5 市長	地方税法その他 の地方税に関す る法律及びこれ らの法律に基づ く条例による地 方税の賦課徴収 に関する事務で あって規則で定 めるもの	<u>住登外者宛名情 報であって規則 で定めるもの</u>
6 市長	かすみがうら市 放課後児童クラ ブ条例(平成19 年かすみがうら 市条例第21号) に関する事務で あって規則で定 めるもの	(1) 地方税関係 情報であって 規則で定める もの (2) 生活保護関 係情報であっ て規則で定め るもの (3) 外国人生活 保護関係情報 であって規則 で定めるもの	6 市長	国民健康保険法 (昭和33年法律 第192号)による 保険給付の支給 又は保険料の徴 収に関する事務 であって規則で 定めるもの	<u>住登外者宛名情 報であって規則 で定めるもの</u>
7 市長	かすみがうら市 子育て短期支援 事業実施要綱 (平成21年かす みがうら市告示 第64号)に関す	(1) 地方税関係 情報であって 規則で定める もの (2) 生活保護関 係情報であっ	7 市長	知的障害者福祉 法(昭和35年法 律第37号)によ る費用の徴収に 関する事務であ って規則で定め	(1) 外国人生活 保護関係情報 であって規則 で定めるもの (2) 住登外者宛 名情報であっ

	<u>る事務であって規則で定めるもの</u>	<u>て規則で定めるもの</u> (3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>		<u>るもの</u>	<u>て規則で定めるもの</u>
8 市長	<u>かすみがうら市チャイルドシート貸付規則(平成24年かすみがうら市規則第3号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)</u> であって規則で定めるもの	8 市長	<u>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
9 市長	<u>かすみがうら市訪問介護利用者負担助成事業実施要綱(平成18年かすみがうら市告示第113号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)による要介護認定に関する情報(以下「要介護認定関係情報」という。)</u> であって規則で定めるもの (3) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>外国人生活保護関係情報であって規則</u>	9 市長	<u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

		<u>で定めるもの</u>			
<u>10 市長</u>	<u>かすみがうら市ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業実施要項(平成17年かすみがうら市告示第152号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>要介護認定関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>10 市長</u>	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
<u>11 市長</u>	<u>かすみがうら市ひとり暮らし高齢者住宅用火災警報器給付事業実施要綱(平成22年かすみがうら市告示第52号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 要介護認定関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>11 市長</u>	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
<u>12 市長</u>	<u>かすみがうら市救急医療情報キット配布事業実施要綱(平成24年かすみがうら市告示第80号)</u>	<u>要介護認定関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>12 市長</u>	<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若し</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

	<u>に関する事務であって規則で定めるもの</u>			<u>くは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
13 市長	<u>かすみがうら市「食」の自立支援事業実施要項(平成17年かすみがうら市告示第153号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	13 市長	<u>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
14 市長	<u>かすみがうら市軽度生活支援事業実施要綱(平成17年かすみがうら市告示第154号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	14 市長	<u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
15 市長	<u>かすみがうら市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要項(平成17年かすみがう</u>	(1) <u>要介護認定関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関</u>	15 市長	<u>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実</u>	(1) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>住登外者宛</u>

	<u>ら市告示第12号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>		<u>施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>名情報であって規則で定めるもの</u>
16 市長	<u>かすみがうら市要援護高齢者等福祉タクシー利用料金助成要項(平成17年かすみがうら市告示第13号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>要介護認定関係情報であって規則で定めるもの</u>	16 市長	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)</u> であって規則で定めるもの (2) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
17 市長	<u>かすみがうら市生活管理指導員派遣事業実施要項(平成17年かすみがうら市告示第170号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>要介護認定関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>外国人生活保護関係情報</u>	17 市長	<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則</u>	(1) <u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>外国人生活保護関係情報</u>

		<u>であって規則で定めるもの</u>		<u>則で定めるもの</u>	<u>であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
<u>18 市長</u>	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に関する事務であって規則で定めるものの</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>18 市長</u>	<u>昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
<u>19 市長</u>	<u>かすみがうら市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年かすみがうら市告示第125号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>20 市長</u>	<u>かすみがうら市自立支援医療費支給認定実施要綱(平成25年かすみがうら市告</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関</u>			

	<u>示第57号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
21 市長	<u>療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
22 市長	<u>かすみがうら市在宅障害者一時介護事業実施要綱(平成17年かすみがうら市告示第157号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
23 市長	<u>かすみがうら市身体障害者自動車改造費補助金交付要項(平成17年かすみがうら市告示第21号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
24 市長	<u>かすみがうら市在宅障害児福祉手当支給条例</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>

	<u>(平成20年かすみがうら市条例第5号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
<u>25 市長</u>	<u>かすみがうら市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則(平成17年かすみがうら市規則第68号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>26 市長</u>	<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>27 市長</u>	<u>かすみがうら市地域生活支援事業実施要綱(平成18年かすみがうら市告示第126号)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>

		(3) 外国人生活 保護関係情報 であって規則 で定めるもの
28 市長	かすみがうら市 社会福祉法人に よる介護保険サ ービス利用者負 担額減額措置助 成金交付要綱 (平成20年かす みがうら市告示 第111号)に関す る事務であって 規則で定めるも の	(1) 地方税関係 情報であって 規則で定める もの (2) 生活保護関 係情報であっ て規則で定め るもの (3) 外国人生活 保護関係情報 であって規則 で定めるもの
29 市長	かすみがうら市 インフルエンザ 予防接種実施要 綱(平成18年か すみがうら市告 示第130号)に関 する事務であっ て規則で定める もの	(1) 生活保護関 係情報であっ て規則で定め るもの (2) 外国人生活 保護関係情報 であって規則 で定めるもの
30 市長	かすみがうら市 高齢者肺炎球菌 予防接種実施要 綱(平成26年か すみがうら市告 示第82号)に関 する事務であっ て規則で定める もの	(1) 生活保護関 係情報であっ て規則で定め るもの (2) 外国人生活 保護関係情報 であって規則 で定めるもの
31 市	かすみがうら市	地方税関係情報

長	不妊治療費補助金交付要項(平成18年かすみがうら市告示第116号)に関する事務であって規則で定めるもの	であって規則で定めるもの
32 市長	かすみがうら市がん検診等検診料徴収要項(平成21年かすみがうら市告示第72号)に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
33 市長	かすみがうら市養育医療の給付に要する費用の徴収実施要領(平成25年かすみがうら市告示第60号)に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	特別支援教育就学奨励費及び要保護・準要保護児童生徒援助費補助	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保	1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	金に関する 事務であつ て規則で定 めるもの		<u>護関係情報 であって規 則で定める もの</u> (3) <u>外国人 生活保護関 係情報であ って規則で 定めるもの</u>		<u>務であって 規則で定め るもの</u>		
				2 教育 委員会	特別支援教 育就学奨励 費及び要保 護・準要保 護児童生徒 援助費補助 金に関する 事務であつ て規則で定 めるもの	市長	(1) 地方税 関係情報で あって規則 で定めるも の (2) <u>住登外 者宛名情報 であって規 則で定める もの</u>
				3 教育 委員会	<u>住登外者宛 名番号管理 機能による 住登外者の 情報の管理 に関する事 務であって 規則で定め るもの</u>	市長	<u>住登外者宛名 情報であって 規則で定める もの</u>
				<u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年10月20日から施行す る。</u>			

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びかすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(介護休暇) 第 15 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第 18 条の 2 第 1 項</u>)において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 及び 3 (略)	(介護休暇) 第 15 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第 18 条の 3 第 1 項</u>)において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 及び 3 (略)
	<u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第18条の2 任命権者は、かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第37号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u>

	(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が

当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略）	当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略）
第 18 条の 3 （略）	第 18 条の 4 （略）
	<u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 第 1 条 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後のかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 18 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10

条第1項及び第2項、第14条(同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	条第1項及び第2項、第14条(同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
(部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」<u>という。</u>))を除く。)	(部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)
(部分休業の承認) 第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。))の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認につ	(第1号部分休業の承認) 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認

いては、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。
	<u>(第2号部分休業の承認)</u> <u>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u>
	<u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例</u>

	<u>で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>
	<u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u>
	<u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u>
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が 部分休業 の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業 の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
<u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第20条 第13条の規定は、部分休業について	<u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第20条 育児休業法第19条第6項において準

<u>準用する。</u>	<u>用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後のかすみがうら市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。